

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和3年12月7日

山口市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				陶	無	令和元年度～令和5年度	春日資源保全会
○				名田島	無	令和元年度～令和5年度	ふしの川東資源保全会
○				徳地岸見	無	令和元年度～令和5年度	岸見徳行保全会
○				阿東地福	無	令和元年度～令和5年度	地福環境保全会